

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	P w C 弁護士法人 弁護士 我妻 由佳子
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 霞が関ビル
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	平成31年1月4日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	いちごホテルリート投資法人
証券コード	3463
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所不動産投資信託証券市場

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	エルエルビー・ファンド・サービシーズ・アクティエンゲゼルシャフト （LLB Fund Services Aktiengesellschaft）
住所又は本店所在地	リヒテンシュタイン公国9490ファドゥーツ市オイレ通り80番地
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号霞が関ビル P w C 弁護士法人 弁護士 設楽 公晴
電話番号	03-5251-2600 （代表）

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書No.1
訂正される報告書の報告義務発生日	平成30年12月18日
訂正箇所	1. 提出者名称をカタカナ表記とし、括弧書きで英文表記を付記する方法に変更。 2. 「（7）保有株券等の取得資金」欄の記載を補充。

（訂正前）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	LLB Fund Services Aktiengesellschaft
住所又は本店所在地	リヒテンシュタイン公国9490ファドゥーツ市オイレ通り80番地
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	エルエルビー・ファンド・サービシーズ・アクティエンゲゼルシャフト （LLB Fund Services Aktiengesellschaft）
住所又は本店所在地	リヒテンシュタイン公国9490ファドゥーツ市オイレ通り80番地
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(7)【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(7)【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	1,292,481
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	1,292,481